



東村山市公式キャラクター「ひがっしー」



東京2020オリンピック
競技大会

開催まであと **342** 日



東京2020パラリンピック
競技大会

開催まであと **374** 日

欢迎光临东村山市



東村山市へようこそ

発行 東村山市

ホームページ <https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/>

携帯電話用 <http://mobile.city.higashimurayama.lg.jp/>

あなたの契約は大丈夫ですか

契約トラブル等のご相談は東村山市消費生活センターまで
(☎ 395-8383、平日午前9時～正午・午後1時～4時)

消費生活センターでは、「事業者と商品・サービスの契約等でトラブルになった」「商品の安全性に問題がある」などの消費者と事業者間のトラブルに関する相談を受け付けています。相談者に寄り添い、その問題解決や被害防止のためのアドバイスやお手伝いをしています。困ったときやおかしいと感じたときは、ぜひご相談ください。皆さんが豊かで安全な消費生活を送るため、自ら判断・選択・行動ができるよう知識を身に付け、賢い消費者になりましょう。

●契約とは

法律的な責任が生じる約束です。消費者と事業者の間で「申し込み」と「承諾」が交わされると契約が成立します。私たちは毎日さまざまな契約をしています。アパートの賃貸借や食品の購入、ネットショッピング、電車やバスに乗る、自動販売機で飲み物を買うなども契約です。



●契約書の役割

後々のトラブルを避けるために証拠として残す目的で作られる文書です。

注意!
契約書面がない
口約束も
契約になるよ



●契約は必ず守るもの

一度結んだ契約は原則として一方の都合でやめることはできません。契約を解除するにはお互いの合意が必要です。



トラブルを防ぐ契約 10のチェックポイント

- 商品やサービスは今必要か
- 商品やサービスは金額に見合うか
- 代金は支払えるか
- 詳しい説明を受けたか
- 他の商品・サービス、業者と比べてみたか
- 内容を理解しているか
- 口頭でした約束や確認事項は契約書に明記されているか
- 保証期間、返品、中途解約の有無は確認したか
- 契約を守らなかったときの損害賠償や違約金の確認
- 契約内容にすべて目を通したか



●次のような契約トラブルの相談が寄せられています

事例1

ネットでサプリメントを初回500円で購入したが、メールが送られてきてすぐに定期購入と気付いた。クーリング・オフはできるか。



通信販売にはクーリング・オフ制度がないためできません。注文の際は必ず利用規約を読み、申し込み最終画面で定期購入でないかを確認しましょう。

事例2

電話勧誘で光回線が今より安くなると勧誘されて口頭で契約をした。後日契約書が届いたらたくさんのオプションがついていて、金額が高額になった。



契約は口頭でも成立します。契約書面が届いたら必ず契約書を確認してください。光回線の契約は「初期解約解除制度」の対象です。書面を受け取った日から8日以内に書面で通知を出せば事業者の合意なく契約解除ができます。

民法改正による 成人年齢の引き下げ

新成人を狙った悪徳商法や 詐欺に注意しましょう

民法改正により、令和4年から成人年齢が18歳となり、親権者の同意なしでクレジットカードやローン等、さまざまな契約を行うことができるようになります。これにより、未成年者として保護されてきた18・19歳が行った契約の取り消しが今までのようにはできなくなります。新成人を狙った悪徳商法や詐欺等に注意が必要です。